**３　岩手県私立学校認可事務取扱要領**

|  |
| --- |
|  |

岩手県私立学校認可事務取扱要領

（昭和６２年　８月２５日総務部長決裁）

（平成　６年　７月２７日　　一部改正）

（平成１６年　３月１７日　　一部改正）

（平成２１年　２月２５日　　一部改正）

（平成３０年　１月２２日　　一部改正）

（令和　３年１１月１２日　　一部改正）

（趣旨）

第１条　この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（学校の設置）

第２条　学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第１号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

(1)　小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあっては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の７月末日

(2)　幼稚園にあっては、開設年度の前々年度の１月末日

(3)　専修学校及び各種学校にあっては、開設年度の前年度の５月末日

２　前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　設置趣意書（様式第２号）

(2)　設置計画の概要（様式第３号）

(3)　設立代表者の履歴書（様式第４号）

(4)　教育需要に係る資料（様式第５号）

(5)　校舎等の位置図、配置図及び平面図

(6)　負債償還計画書（様式第６号）

(7)　設置後２年間の収支予算書（様式第７号）

(8)　設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

３　知事は、第１項の学校設置計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

４　知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

５　設置計画者は、第３項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（収容定員変更）

第３条　小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第８号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の１月末日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第９号）のほか、当該計画に係る前条第２項第１号及び第４号から第８号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

３　知事は、第１項の収容定員変更計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

４　知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

５　収容定員変更計画者は、第３項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

（高等学校の課程又は学科の設置）

第４条　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の１月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加を伴わない場合にあっては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。

２　前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第２条第２項第１号及び第４号から第８号までに掲げる書類を添付しなければならない。

３　知事は、第１項の学科等設置計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。

４　知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

５　学科等設置計画者は、第３項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっても、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（事前相談）

第５条　前３条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第４条第１項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第１項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

２　知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。

３　知事は、前３条の規定にかかわらず、第１項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前３条に規定する計画書の提出を免除することができる。

(1)　当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。

(2)　知事が当該計画について、前３条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。

(3)　その他特別な事情があると知事が認めるとき。

（実地検査）

第６条　知事は、第２条から第４条までの規定による計画又は学校教育法第４条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあっては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。